

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報⑱」について

情報通信103号の続報です。4/28付けで水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域が更新されて、ベトナムから日本への帰国・入国に係る待機期間が変更されました。



◆詳しくは外務省 HP をご覧ください

⇒https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

[日系]

ベトナムから日本への入国者、指定施設での待機不要に 水際措置緩和

2022/04/28 17:59 JST更新

日本政府は28日、ベトナムからの入国者・帰国者に対する新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の水際対策措置の変更を発表した。

これにより、4月29日午前0時以降、ベトナムからのすべての入国者・帰国者は、入国時の検査で陰性と判定された場合、検疫所長の指定する場所での待機と入国後3日目の検査が不要となる。ただし、原則として入国後7日間の自宅などでの待機を行うこととする。



イメージ写真

これまでは、ベトナムから日本への入国者は原則として検疫所長の指定する場所で3日間待機し、入国後3日目に改めて検査を受けることになっていた。

なお、28日時点で「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定されている国は、◇エジプト、◇韓国、◇パキスタン、◇ブルガリア、◇南アフリカ共和国、◇ラオス、◇ロシアの7か国となっている。

水際措置に係る指定国・地域一覧

令和4年4月28日時点

1 4月28日付けの追加指定：検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

【5月1日午前0時以降適用開始】

待機なし → 3日間待機：ブルガリア、南アフリカ共和国、ラオス

【4月29日午前0時以降適用開始】

3日間待機 → 待機なし：スリランカ、トルコ、ベトナム

2 水際措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機措置の対象国・地域(0か国)

なし

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機措置の対象国・地域(0か国)

なし

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(※)措置の対象国・地域(7か国)

エジプト、韓国、パキスタン、ブルガリア、南アフリカ共和国、ラオス、ロシア全土

※ワクチン3回目追加未接種者については、検疫所の宿泊施設での3日間待機を求め、同施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅待機を求めない。また、要件を満たすワクチン接種証明書を保持しているワクチン3回目追加接種者については、原則7日間の自宅待機を求めないが、入国後3日目を以降に自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅待機を求めない。

(計7か国)